

## じどうてあて てつづ わす 児童手当の手続きをお忘れなく

### 【なんのためにあるのか】

こ げんき けんこう せいちょう ほごしゃ けいざいてき さぼーと  
子どもたちが元気で健康に成長できるように、保護者を経済的にサポートするため。

### 【必要な手続き】

- こ どもが生まれた時や、0～18歳の子どもがいる保護者が太田市に転入する時には、申請手続きが必要です。
- おおたし から 転出する時や、子どもの世話をしなくなった時も届出が必要です。
- ★ とく にほん から 出国（例：自分の国に帰るなど）する時は、必ず手続きをしてください。
- もうしで による費用徴収 学校給食費、保育園保育料について申出により児童手当から支払うことができます。
- げんきょうとどけ 提出が必要な方には、市役所から郵便で届きます。

### 【制度や事業の重点・注意点】

- てあてがく 手当額 さいみまん 3歳未満 ひとりげつがく 1人月額 えん 15,000円  
さい こうこう そつぎょう 3歳から高校を卒業するまで（18歳の誕生日後、最初の3月31日まで）  
だい し 第1・2子 ひとりげつがく 1人月額 えん 10,000円  
だい しいこう 第3子以降 ひとりげつがく 1人月額 えん 30,000円
- しきゅうづき 支給月 がつ 2月・4月・6月・8月・10月・12月（年6回）の10日に、ぜんげつぶん 前月分までの2ヶ月分が  
しきゅう 支給されます。

【問い合わせ先】 おおたしやくしよ 太田市役所 か こども課 児童給付係（3階31番窓口）

TEL 0276-47-1942